

目的

令和4年度にオープンしたステーションラウンジADORIBAを中心に、ほこみち制度等による総社駅構内通路の活用を行い、駅利用者の利便性向上および総社駅における賑わい創出を目指す。

取組内容

- ① 駅ナカ魅力化ワークショップ
- ② 立て看板及びチラシラック等の設置
- ③ ポップアップストアへの人気店誘致

■取り組み詳細

① 駅ナカ魅力化ワークショップ

総社駅ナカの更なる魅力化を図るため、岡山県立大生等と連携した居心地の良い空間づくりワークショップを行う。

② 立て看板及びチラシラック等の設置

ポップアップストアの認知向上および駅利用者の誘導を目的に、駅構内の通路に立て看板等を設置する。

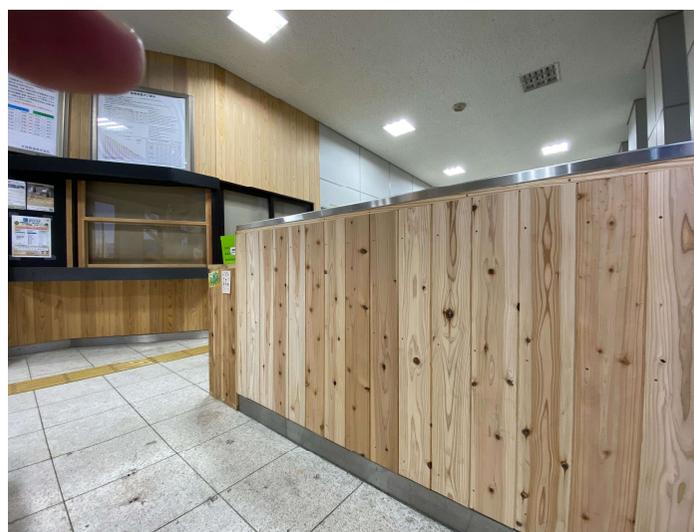
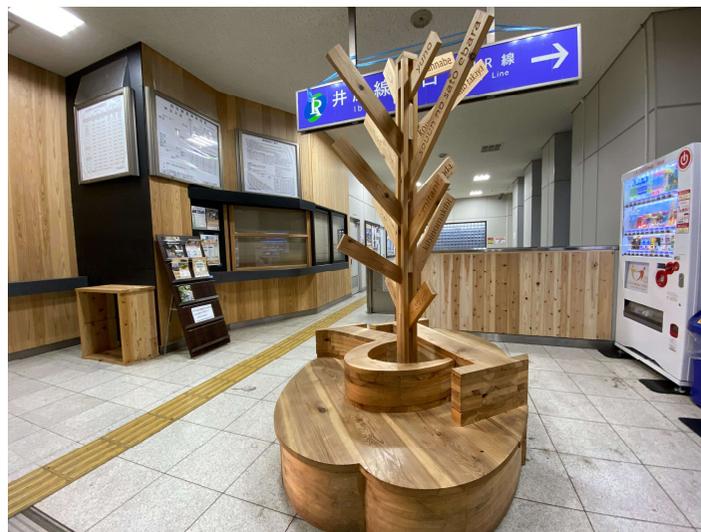
③ ポップアップストアへの人気店誘致

ポップアップストアの認知度向上および駅ナカの活性化を目的に、人気店の出張出店を誘致する。

① 駅ナカ魅力化ワークショップ

ベンチ周辺の壁面を木目調にし、落ち着ける空間をつくりました。

また、ADORIBA利用者向けにWi-Fiも設置し、PCやレジ利用を可能にしました。



② 立て看板及びチラシラック等の設置

新たに立て看板2つとラック1つを設置しました。

ADORIBA利用者による告知や市内イベント等の周知にて活用いただいています。



ADORIBA利用を促すことを目的に、まずは自ら出店を行いました。
古墳Tシャツや古代米おにぎり等、総社所縁のものを販売しました。



- ・水道の蛇口交換がまだ完了していないため、コーヒースタンドの営業許可を保健所に申請できていない。
- ・天吊りサインの変更ができていない。
- ・縁社屋メンバーのコロナ・インフルエンザ罹患や、他イベントへの出店・運営が重なっていることにより、ここ最近ではADORIBAへの出店ができていない。

総社駅構内及びロータリーの活用について、人口増推進室経由で庁内担当課と交渉しましたが、結果として良い回答をいただく事はできませんでした。

特に地域応援課については、ほこみち制度等の他地域での事例に理解を示さず、前例がないとのことで交渉の土台にも乗らなかった状況。

■ 駅舎内通路の活用について（地域応援課）

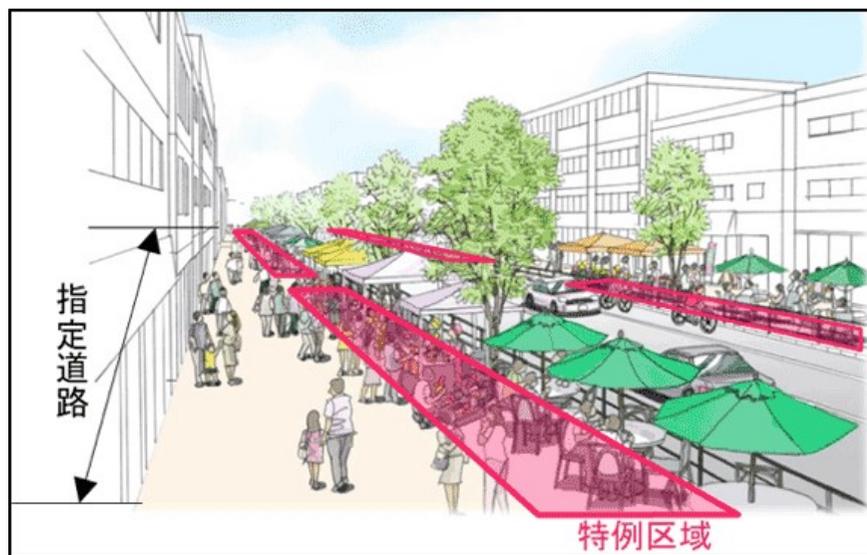
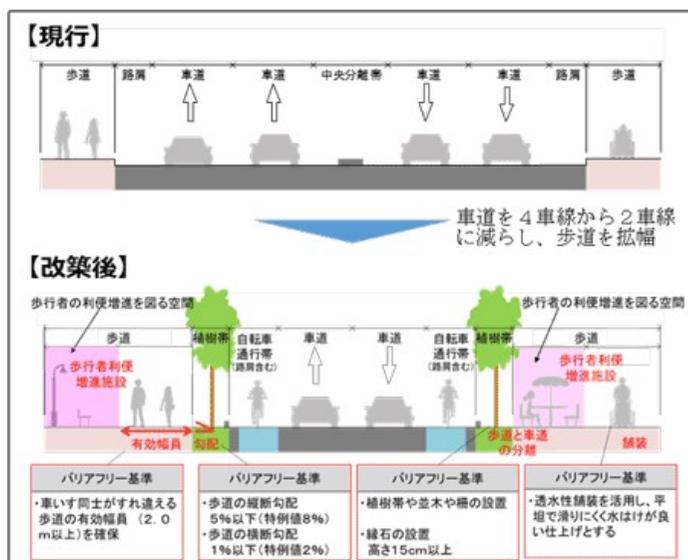
「市道」であることが考える上での大前提となっており、市道で物を売るようにはなっていない。特に営利目的の物販は想定しておらず、駅での物販を認めると他の市道でも物販を認めないといけなくなるため、許可できない。

■ 駅ロータリーの活用について（都市計画課）

「歩行者、車両等の通行を安全かつ円滑に行う」必要があり、JRの了承も必要となる。昨年、ロータリーを使ってキッチンカーで販売したいという方がいたが、許可しなかったとのこと。

- ・ 総社市フードドライブ事業の周知協力
- ・ 成和学舎による「身近な未来塾」のインタビュー協力
- ・ 総社市による婚活イベントのチラシ設置
- ・ 美袋交通による古墳巡りプログラムである「ぐるぐる古墳部」のチラシ設置及びポスター掲示

- ・地域応援課には、総社市の活性化及び総社駅利用者の利便性向上という目的への理解と、総社駅構内の「市道」の活用について例外を認める柔軟な対応を期待したいです。
- ・S-スタ等にて総社市内のレンタルスペース、イベントスペース、シェアオフィス等を紹介できる仕組みを検討いただけるとありがたいです。



歩行者利便増進道路制度とは (※国交省サイトより) <https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/>
 「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」など、道路への新しいニーズが高まっています。このような道路空間の構築を行いやすくするため、第201回国会において道路法等を改正し、新たに「歩行者利便増進道路」(通称：ほこみち)制度を創設しました。(令和2年11月25日。)

【制度の特徴(メリット)】
 〔構造基準に関すること〕

道路管理者が歩道の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることができます。(空間活用に関する関係者との調整が円滑に進むことが期待されます。)

〔空間活用に関すること〕

特例区域を定めることで、道路空間を活用する際に必要となる道路占用許可が柔軟に認められます。道路管理者が道路空間を活用する者(=占用者)を公募により選定することが可能になります。この場合には、最長20年の占用が可能となります(通常は5年)。